

国子児発第307号
令和2年9月25日

保護者各位

国立市長 永見 理夫
(公印省略)

台風及び集中豪雨等における市内保育施設等の臨時休園措置等のガイドラインについて（通知）

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り、深く御礼申し上げます。

さて、近年、地球温暖化の影響等により、台風被害、集中豪雨被害が増加しており、特に昨年10月に関東地方に上陸した台風19号や、今年9月に九州地方に接近した台風10号など、強い勢力を保ったまま都市部に接近、上陸し、大きな被害をもたらしています。

また、台風接近により、鉄道会社の計画運休が実施されたり、デパート・コンビニエンスストアなどの店舗も休業となるなど、社会活動自体が停止されるケースも見受けられるようになってきました。

保育園におきましても、暴風雨時等の登降園の危険性や職員の体制確保などを鑑み、お子様、保護者の方、園関係者の命と安全を守るため、臨時休園措置等のガイドラインを別添のとおり策定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、今回策定したものはガイドラインであり、実際の臨時休園の措置等の決定にあたっては、このガイドラインを参考に、気象状況、近隣市の状況及び各園の状況を総合的に判断し、各園と協議の上、決定いたします。

問い合わせ先

国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係

TEL 042-576-2427

台風及び集中豪雨等における市内保育施設等の臨時休園措置等のガイドライン

1 目的

市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所(以下、「保育園等」という。)において、台風・豪雨等の自然災害発生時など平常時の保育を継続できない状態において、子ども、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育園等の臨時休園等の対応について、ガイドラインを策定します。

2 臨時休園等の判断

市は、台風接近や集中豪雨等の恐れがある場合に、本ガイドラインに基づいて、保育園における臨時休園・登園自粛要請等の判断を行います。なお、保育施設として、個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況であるときを除き、事前に市に連絡のうえ、対応を協議することとします。

3 臨時休園・登園自粛要請の判断の目安

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合に、臨時休園又は登園自粛要請を行うことを基本とします。

(1) 臨時休園

市内に災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休園とします。

- ア 気象庁から本市に特別警報が発令されている
- イ 警戒レベル4以上の避難情報(避難勧告、避難指示、災害発生情報)が発令されている
- ウ 河川氾濫、土砂災害、暴風雨など登園することに危険がある
- エ 交通手段の計画運休などにより保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難(広範囲、長時間に及ぶ場合)

(2) 登園自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって十分な態勢を確保できないことが予想される場合は、保護者に登園自粛要請を行います。なお、状況によっては、総合的な判断により、臨時休園とすることがあります。

- ア 警戒レベル3の避難情報(避難準備・高齢者等避難開始)が発令されている
- イ 交通手段の計画運休などにより保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難(一部の範囲、短時間の場合)

4 登園状況による対応

	登園前	登園後
臨時休園	保護者に、登園を見合わせてもらう。	保護者に、速やかに引き取りに来てもらう。 ただし、引き取りに行くことが危険な場合(洪水発生等)は、安全な状況になってから、引き取りに来てもらう。
登園自粛要請	保護者に、できる限り登園を見合わせてもらう。	保護者に、できる限り早めに引き取りに来てもらう。

5 洪水浸水想定区域に所在する保育園等の対応

洪水浸水想定区域に所在する保育園等は、事前に策定した避難確保計画等に基づいて、早い段階での臨時休園等を決定することも想定されるため、あらかじめ保護者に説明を行うようにします。

6 臨時休園等に伴う対応について

(1) 臨時休園等を行う際の周知、掲示

保育園等は、臨時休園・登園自粛要請を行う場合は、ホームページやメール等により、保護者に周知を図ります。また、臨時休園にする際は、施設の入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示します。

(2) 緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制の確保

施設は、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保します。